



## プレス発表

平成23年3月23日  
原子力安全委員会

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の試算について

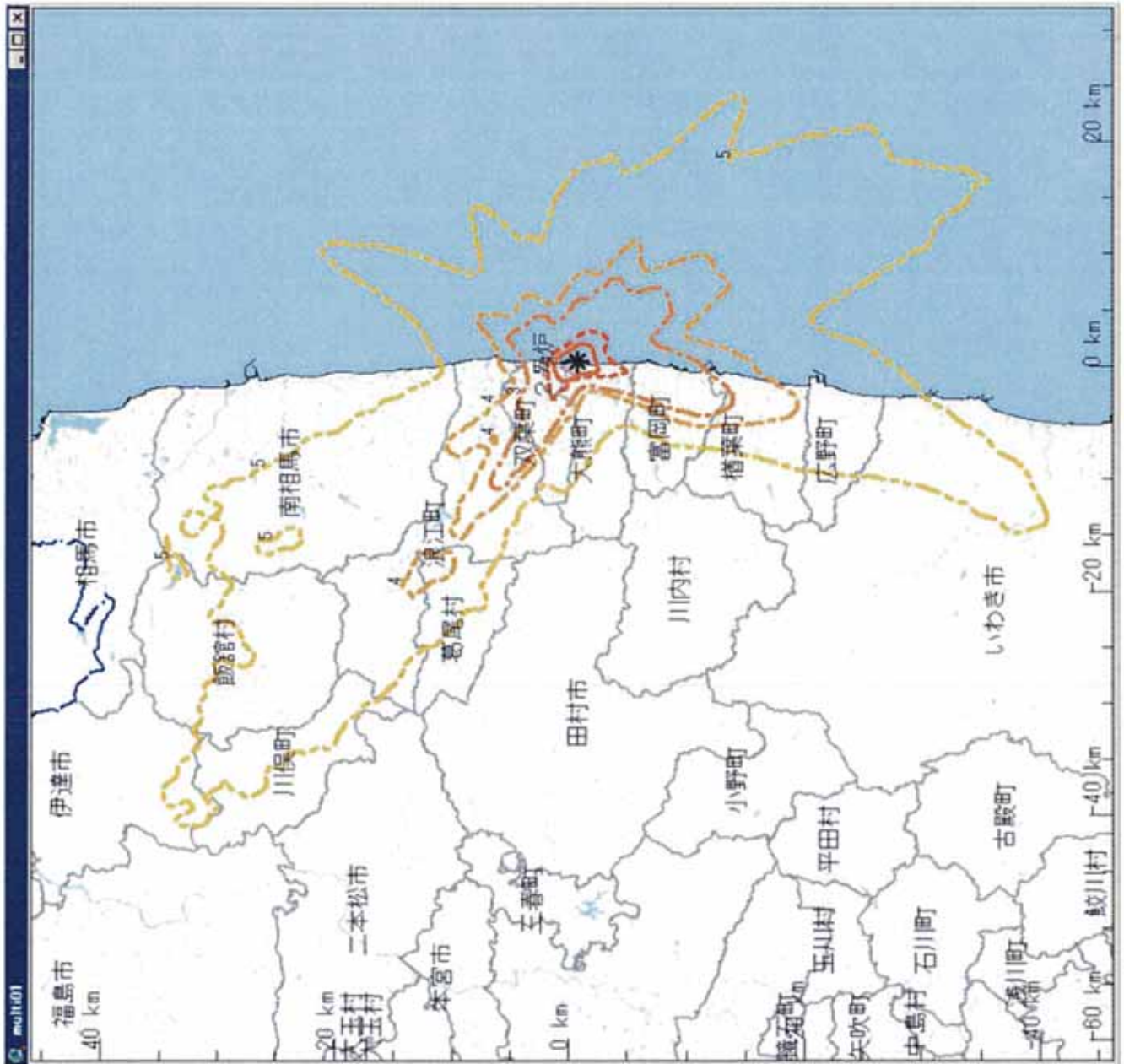
### 【経緯】

原子力安全委員会では、3月16日より、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による試算のために、試算に必要となる放出源情報の推定に向けた検討をしてまいりました。3月20日から陸向きの風向となったため、大気中の放射性核種の濃度が測定でき、限定的ながら放出源情報を推定できたことから、本システムの試算を行うことが可能となりました。

これをもとに試算した結果は、別紙のとおりです。

### 【評価】

- 本試算は、福島第一原子力発電所の事故発生後、連続して一日中屋外で過ごすという保守的な条件を仮定して、甲状腺の被ばく線量を試算したものです。
- ただし、屋内では屋外と比べて4分の1から10分の1に放射線の影響を低減させることができます。
- 本試算は、限定的な情報しか得られていない状況下で試算されたものであり、今後、この試算の精度を高めるために、モニタリング結果を充実させていくことが必要です。



内部被ばく臓器等価線量  
 日時 = 2011/03/12 06:00 -  
 2011/03/24 00:00 の積算値

領域 : 92km X 92km  
 核種名 = ヨウ素合計  
 対象年齢 = 1歳児  
 臓器名 = 甲状腺

【凡例】  
 線量等価線 (mSv)

- 1= 10000
- 2= 5000
- 3= 1000
- 4= 500
- 5= 100

(評価)

本試算は、福島第一原子力発電所の事故発生後、連続して一日中屋外で過ごすという保守的な条件を仮定して、甲状腺の被ばく線量を試算した

SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測)ネットワークシステムは、原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、あるいは、そのおそれがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質の空气中濃度や被ばく線量などを、放出源情報、気象条件および地形データをもとに迅速に予測するシステムです。

国・地方公共団体は、SPEEDIネットワークシステムが予測した情報により、周辺住民のための防護対策の検討を迅速に進めることができます。

平成23年3月30日

文 部 科 学 省

SPEEDIのシミュレーション結果の公表について(案)

今後、SPEEDIをより一層活用するためには、SPEEDIのシミュレーション結果についての情報公開や対外公表について、原則的考え方を整理する必要がある。

1. SPEEDIのシミュレーション結果の分類

SPEEDIは防災基本計画上は、①確度の高い放出源情報が与えられた上でシミュレーションを行うことを前提としたものであるが、②単位放出により拡散状況のみを予測すること、また、③事態の展開に備えた様々な仮定をおいたケーススタディ的に予測を行うこともある。

①の事例としては、原子力安全委員会が、文科省のモニタリングで把握された放出放射性物質の実測値等を反映して、放出源の仮定の高度化を図り、3月23日に「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI I)の試算について」を公表するに至った事例がある。この場合、モニタリングデータが得られる(風向が海側の場合には不可)又はERSSが復旧して根拠のある推計が可能となる等により、計算時点での放出源情報について現実的な一定の仮定ができることが必要である。

②の単位放出のシミュレーションは、例えば1ベクレルの放射性物質が放出された場合に1時間でどのように拡散するかを予測するものであり、風下地域であらかじめ予防的な措置を検討すること等に活用可能である。(但し、風向の予測など天気予報的な意味合いしかない。)

③の事態の展開に備えた様々な仮定をおいたケーススタディ的な予測については、例えば、炉心燃料の何割かが発電所敷地外に放出された場合等をあえて仮定して、各地域での被ばく線量、拡散等の予測を行うことなどが考えられる

## 2. 情報公開及び対外公表の考え方

SPEEDIのシミュレーション結果の情報公開、対外公表を考慮した場合、①、②については、情報公開、対外公表を行うことに特段の支障はない。

しかし、③については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第5条第5号により、非公開とすることが適当と考える。

なお、③を公開するということになると、そのシミュレーションの実施を躊躇することになる。

## 参考

### ○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(略)

- 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### ○情報公開法コンメンタール

#### 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関(略)の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これらの各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

#### 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「国民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

○意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことがなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。